

2025 年度（令和 7 年度）ひとり親世帯家賃補助 対象要件チェックシート

申請前に、下記の補助対象要件①-⑦を全て満たしているか確認してください。

確認欄	対象要件
①ひとり親世帯であることの要件	
☐	★離婚、死別、生死不明、DV 被害、非婚により、現在ひとり親世帯であること。
☐	★18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもと同居していること。
②収入の要件	
☐	★補助を申請される方及び同居しようとする方全員の所得を合算した金額（政令月収）が 15 万 8 千円以下であること。
③住み替えの要件	
☐	★2025 年（令和 7 年）1 月 1 日以降に住み替えをしていること。
☐	★ひとり親になって以降に住み替えをしていること。
☐	★申請時の住所に引越しをする前から神戸市に在住、又は在勤していること。
☐	★申請時の住所に引越しを行う直前の住居が公営住宅でないこと。
④住居の要件	
☐	★建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること。 ・1981 年（昭和 56 年）6 月 1 日以降に着工（建築）された住宅 ※完成日ではありません。（不動産業者に、「建築確認通知書（確認済証）」の発行日が昭和 56 年 6 月 1 日以降であること等をご確認下さい） ・1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に着工した住宅の場合は、 <u>耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅もしくは耐震改修により耐震性が確保された住宅である必要があります。</u> ※階段室型団地（エレベータのない 5 階建て以下の鉄筋コンクリート造で、各住戸が階段室に直接面している団地）の耐震性の取扱いについては、ご相談ください。
☐	★広さが最低居住面積水準（25 ㎡以上）であること。
☐	★申請者の 3 親等内の血族及び姻族並びに配偶者の所有する住宅ではないこと。
☐	★住み替えにより住環境が改善されること。
⑤公営住宅落選の要件	
☐	★住み替えを行う直前の住宅に居住している間に公営住宅（市営・神戸市内の県営住宅）に申し込みをして落選したことがあること。 （住み替え日より過去 3 年間に限ります。） ※DV 被害等緊急的な理由により公営住宅に申し込みができない場合はご相談ください。
⑥住宅扶助及び生活困窮者住居確保給付金の要件	
☐	★生活保護法による住宅扶助及び生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金を受けていないこと。
⑦その他の要件	
☐	★兵庫県又は神戸市から同様の家賃補助を受けていないこと。
☐	★過去に本制度に基づく補助を受けたことがないこと。
☐	★申請世帯に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を含まないこと。